

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省30-5-3)

施策名	5-3 経営安定・取引適正化	担当部局名	中小企業庁長官官房総務課	政策評価実施予定時期	平成31年8月
施策の概要	消費税や原材料・エネルギーコストの転嫁対策、下請事業者の連携促進や下請代金法の厳正な運用、官公需情報の提供等を通じて中小企業・小規模事業者の経営安定化や取引適正化を図る。			政策体系上の位置付け	5 中小企業・地域経済
達成すべき目標	・消費税や原材料・エネルギーコスト増加分の円滑かつ適正な転嫁等、取引の適正化を目指す。		目標設定の考え方・根拠	「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)、「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)、「日本再興戦略2016」「経済財政運営と改革の基本方針2016」「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)、「価格転嫁や支援・協力についての取組策およびサービス業の生産性向上に向けた取組策」(平成27年4月2日経済の好循環実現に向けた政労使会議決定)、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(平成29年6月9日閣議決定)、「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)を踏まえて設定。	
施策の予算額(執行額) (百万円)	28年度	29年度	30年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定) 「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定) 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定) 「価格転嫁や支援・協力についての取組策およびサービス業の生産性向上に向けた取組策」(平成27年4月2日経済の好循環実現に向けた政労使会議決定) 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(平成29年6月9日閣議決定) 「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)
	22,174 (8,533)	4,238	6,254		

【測定指標】

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
1 取引の適正化	下請代金法違反行為を抑止するため、2割の親事業者に対し指導することを目標とする。	平成30年度	2017年1月20日の安倍内閣総理大臣施政方針演説において、「これまで下請事業者の資金繰りを苦しめてきた手形払いの慣行を断ち切り、現金払いを原則とします。近年の下請いじめの実態を踏まえ、下請法の運用基準を十三年ぶりに抜本改定しました。今後、厳格に運用し、下請取引の条件改善を進めます。」という方針が示されており、下請取引の適正化にむけて、今後も粘り強く取り組んでいく必要があることから上記目標とすることとした。

【参考指標】

測定指標	基準値	見込み	年度ごとの実績値									参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
			年度	28年Ⅰ期	28年Ⅱ期	28年Ⅲ期	28年Ⅳ期	29年Ⅰ期	29年Ⅱ期	29年Ⅲ期		
1 日銀短観における中小企業の業況判断DI	-	-	-	1	▲1	0	2	5	7	9	中小企業の業況を判断する指標。	
測定指標	基準値	見込み	年度ごとの実績値									参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度					
2 東京商工リサーチによる企業倒産件数(中小企業計)	-	-	-	8,677	8,377	-	-	-	-	-	中小企業の業況を判断する指標。	

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)	開始年度	関連する指標	達成手段の概要等	再掲	平成30年 行政事業 レビュー

	28年度	29年度	30年度					事業番号
1 人権啓発支援事業等	193 (113)	193	193	平成16年度	-	企業の社会的責任としての人権尊重の理念を普及させ、広く人権意識の向上を図ることによって、健全な経済活動の振興を促進する。		
2 中小企業取引対策事業	1,383 (1135)	1,387	1,388	平成14年度	1	下請代金法の周知徹底・厳正な運用、官公需情報の提供等を行う本事業は、「新規中小企業向け契約目標」及び「下請代金法に基づく集中的な立入検査」という測定指標の達成に資するものである。		
3 消費税軽減税率対応(委託費・補助金)	17,002 (4336)	1,940	1,940	平成27年度	-	消費税軽減税率制度及び同制度実施に対応するための事業者支援措置に関する周知・広報等を実施することにより、平成31年10月の制度開始までに中小企業・小規模事業者が必要な事業環境を整備を進めることができるため、中小企業・小規模事業者の取引の適正化が図られる。		
4 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業	3,214 (2698)	2,851	2,704	平成25年度	-	積極的に情報収集・調査を実施し、徹底した取締を行う、また転嫁状況に関する調査や違反行為を未然に防止するための講習会等を行う本事業は、「消費税の適正な転嫁等の取引の適正化」という上位目標に資する事業である。		
5 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(中小企業倒産防止共済に係るもの)	-	-	-	昭和53年度	-	中小企業倒産防止共済制度の加入者が掛金(月額8万円上限。掛金限度額は320万円)を納付した場合には、その全額を損金(必要経費)に算入することができる。		
6 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(中小企業倒産防止共済に係るもの)	-	-	-	昭和53年度	-	中小企業倒産防止共済制度の加入者が掛金(月額8万円上限。掛金限度額は320万円)を納付した場合には、その全額を損金(必要経費)に算入することができる。	-	-
7 保険会社等の異常危険準備金(火災共済)	-	-	-	昭和28年度	-	損害保険会社等が、各事業年度において、責任準備金の積立てに当たり、保険又はこれに類する共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、保険又は共済の種類ごとに、当期の正味収入保険料又は正味収入共済掛金(当年度保険料等)を基礎として計算した積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。この準備金は、異常災害損失が生じた場合にはその損失の額、積立後10年を経過した場合にはその積立額と[(異常危険準備金の金額+当期の積立額)-当年度保険料等×洗替保証限度率]のいずれか少ない金額を、取り崩して益金に算入する。	-	-
8 中小企業等の貸倒引当金の特例	-	-	-	昭和41年度	-	中小企業等については、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額については、貸倒実績率によらずに法定繰入率による繰入が認められている。(租税特別措置法第57条の9、同法施行令第33条の7) (法定繰入率) 卸・小売業 10/1000 製造業 8/1000 金融・保険業 3/1000 割賦販売小売業 13/1000 その他 6/1000 協同組合等については、通常の繰入限度額の12%増とすることができる。	-	-
9 経営環境変化対応資金	-	-	-	昭和61年度	-	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化をきたしている中小企業者の経営基盤の強化又は経営の安定を支援する。	-	-

10 金融環境変化対応資金	-	-	-	平成9年度	-	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難をきたしている中小企業者が、長期資金の導入により経営安定を図れるよう支援する。	-	-
11 取引企業倒産対応資金	-	-	-	昭和55年度	-	関連企業の倒産により経営に困難をきたしている中小企業者等が、経営の安定を図れるよう支援する。	-	-